

千葉港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

令和7年12月

千葉港港湾管理者

千葉県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成30年10月 千葉県地方港湾審議会
- ・平成30年11月 交通政策審議会第72回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成31年 3月 千葉県地方港湾審議会
- ・令和 2年 3月 千葉県地方港湾審議会
- ・令和 2年11月 千葉県地方港湾審議会
- ・令和 3年10月 千葉県地方港湾審議会
- ・令和 6年 3月 千葉県地方港湾審議会

の議を経た千葉港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

| | |
|-------------------|---|
| 変更理由 | 1 |
| 港湾施設の規模及び配置 | 2 |
| 1 専用埠頭計画..... | 2 |
| 2 危険物取扱施設計画 | 2 |

変更理由

- 1 葛南中央地区において、立地企業の要請に対処するため、専用埠頭計画の係留施設を撤去する。
- 2 葛南中央地区において、立地企業の要請に対処するため、危険物取扱施設計画を追加する。

港湾施設の規模及び配置

1 専用埠頭計画

1-1 葛南中央地区

立地企業の要請に基づき、以下の施設を撤去する。

（ 既設
水深 6 m ドルフィン 1 バース（専用） ）

2 危険物取扱施設計画

2-1 葛南中央地区

立地企業の要請に基づき、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

水深 6 m ドルフィン 1 バース（専用） [新規計画]

千葉港港湾計画位置図



